

# 鎌倉市営住宅集約化候補地

## 地歴調査 報告書



平成29年7月

## 制約事項と除外事項

本報告書は、土壌・地下水試料のサンプリング調査を行わずに、指定された業務範囲、スケジュール等に基づき、現段階で入手可能な資料及び情報等から判明した事実から、受託者 国際航業株式会社（以下、KKC とする）の経験と知識に基づき、対象地の土地利用履歴に起因する土壌環境に関する環境懸念事項を把握・評価し、対象地の土壌環境への影響の可能性の大小を推察することを目的として作成するものです。

KKC は以下の事項または関連する事項により生じた損害について、発注者または第三者に対して如何なる責任も負いかねます。

- ① KKC が発注者との協議により定めた調査対象・調査項目以外の事項により明らかになる事項  
（本報告書は、その性質上概略的なものであり、かつ包括的に全てを網羅することを意図していないため、本報告書中に記述されていない事項が存在する場合があります。したがって、更なる調査により確認された新たな情報等によって、本報告書中の記載内容が変更される可能性があります。）
- ② 本業務を遂行するにあたり、発注者及び第三者から提供される資料、情報等が誤っていた場合に、これらの資料や情報等を前提としてなされた KKC の判断。  
（報告書の作成にあたっては、その時点で第三者等から集められた情報をもとに評価を行っており、情報そのものに関する正確性についての責任は負いかねます。）
- ③ KKC が提供した報告書その他の資料に基づき、発注者、その他の第三者がなした判断。  
（本報告書は、発注者、その他の第三者が意思決定するために利用する情報の一つとして提供されるものにすぎません。本調査報告書に記される見解は、土壌環境中の定量的な評価を行った結果によるものではなく、土壌汚染の有無を断定するものではありません。）
- ④ KKC が収集した資料作成時点、及び情報収集を行った時点以降に行われた行為
- ⑤ KKC が提供した報告書内の資料を複製することにより生じる著作権等の権利上の問題
- ⑥ 本報告書と、本報告書を日本語以外の言語に翻訳した報告書との間に生じた内容及び表現に関する齟齬

なお、本調査報告書中で特段の記述が無い限り、以下のような環境条件については、本調査報告書では評価対象としておりません。

- ・ 自然由来による汚染状態に関する基準超過の可能性
- ・ 隣接地における事業活動、広域の地下水汚染によって影響を受けている可能性
- ・ 対象地の造成・改変時等に外部から搬入した土壌等によって影響を受けている可能性

目 次

【1】 調査概要 .....	1
1. 調査対象地 .....	1
2. 調査目的 .....	5
3. 調査期間 .....	5
4. 調査実施機関 .....	6
【2】 調査結果 .....	7
1. 対象地周辺の地形地質概要 .....	7
1.1. 地形概要 .....	7
1.2. 地質概要 .....	7
1.3. 水文環境概要 .....	7
2. 土壌汚染調査に関して入手した資料 .....	8
3. 対象地における土地利用履歴 .....	9
3.1. 現在の土地利用現況 .....	9
3.2. 対象地の土地利用状況の変遷 .....	12
3.2.1. 対象地 A；鎌倉市深沢クリーンセンター .....	12
3.2.2. 対象地 B；鎌倉市菅笛田住宅 .....	14
3.2.3. 対象地 C；未利用地 .....	15
4. 事業活動状況 .....	16
4.1. 対象地 A；鎌倉市深沢クリーンセンター .....	16
4.1.1. 事業内容 .....	16
4.1.2. 特定有害物質の取扱状況 .....	16
4.1.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無 .....	29
4.2. 対象地 B；鎌倉市菅笛田住宅 .....	30
4.2.1. 事業内容 .....	30
4.2.2. 特定有害物質の取扱状況 .....	30
4.2.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無 .....	30
4.3. 対象地 C；未利用地 .....	31
4.3.1. 事業内容 .....	31
4.3.2. 特定有害物質の取扱状況 .....	31
4.3.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無 .....	31
5. 土壌・地下水に関する調査 .....	32

【3】評価.....	33
1. 土壌汚染のおそれの区分の分類.....	33
2. 特定有害物質使用事業所への該当.....	36
3. ダイオキシン類管理対象事業所への該当.....	36

添付資料 1 対象地周辺の地形図・空中写真

添付資料 2 ゼンリンの住宅地図<sup>※1</sup>

添付資料 3 対象地の土地に関する公図・登記簿謄本

添付資料 3-1 鎌倉市深沢クリーンセンター

添付資料 3-2 鎌倉市菅笛田住宅

添付資料 3-3 未利用地

添付資料 4 鎌倉市深沢クリーンセンターに関する資料

添付資料 4-1 配置図・求積図等

添付資料 4-2 事業概要

添付資料 4-3 特定施設使用届出書及び廃止届出書

添付資料 4-4 危険物貯蔵所廃止届書・少量危険物貯蔵届出書

添付資料 4-5 事務所 1 階実験室保管薬品リスト

添付資料 4-6 事務所 1 階実験室からの排水経路図

添付資料 4-7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書

添付資料 4-8 インタビューシート・質問の回答

添付資料 5 鎌倉市菅笛田住宅に関する資料

添付資料 5-1 配置図・地籍測量図等

添付資料 5-2 湧水の水質検査成績書

添付資料 5-3 インタビューシートの回答

添付資料 6 未利用地に関する資料

添付資料 6-1 求積図

添付資料 6-2 前土地所有者から受領した資料

添付資料 6-3 インタビューシートの回答

※1 株式会社明細地図社が発行する住宅地図（明細地図）については著作権の都合により、報告書には添付していません。

## 【1】調査概要

### 1. 調査対象地

対象地：鎌倉市営住宅集約化候補地

所在地：神奈川県鎌倉市笛田三丁目 445 番 5 他 59 筆 計 60 筆（地番）※1

のうち平地部分

登記面積：18,755.43m<sup>2</sup>（受領資料）

※1 60 筆のほかに無地番地あり



出典：「地理院地図サービス」 URL <http://cyberjapan.jp/>

図 1.1 調査対象地位置図

本調査報告書では、調査対象地を鎌倉市深沢クリーンセンター用地（以下、「対象地 A」という。）、鎌倉市営笛田住宅用地（以下、「対象地 B」という。）、未利用地（以下、「対象地 C」という。）の 3 エリアに区分する。

対象地のエリア区分図を図 1.2 に、対象地の地番一覧を表 1.1 に、対象地の面積一覧を表 1.2 に示す。

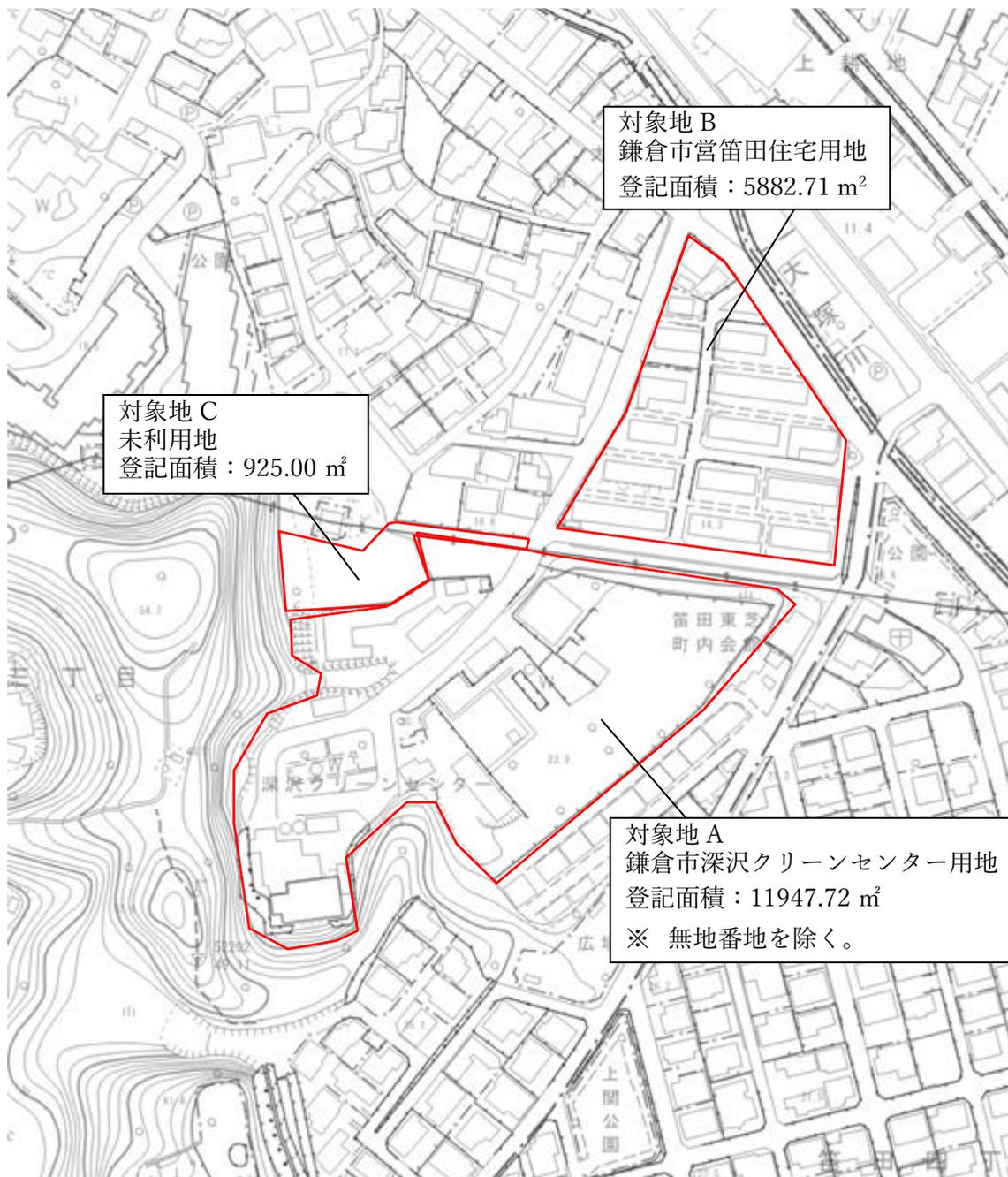


図 1.2 調査対象地のエリア区分 (業務委託仕様書より抜粋)

表 1.1(1) 対象地の地番一覧

No.	地番	登記面積	現況
1	笛田三丁目 445-5	297.00 m <sup>2</sup>	鎌倉市深沢クリーンセンター用地
2	笛田三丁目 446-1	119.00 m <sup>2</sup>	同上
3	笛田三丁目 447-1	5,821.00 m <sup>2</sup>	同上
4	笛田三丁目 452	297.00 m <sup>2</sup>	同上
5	笛田三丁目 1085-2	3.60 m <sup>2</sup>	同上
6	笛田三丁目 1086-1	255.41 m <sup>2</sup>	同上
7	笛田三丁目 1092-2	21.21 m <sup>2</sup>	同上
8	笛田三丁目 1093-2	128.52 m <sup>2</sup>	同上
9	笛田三丁目 1094	277.68 m <sup>2</sup>	同上
10	笛田三丁目 1095-1	206.50 m <sup>2</sup>	同上
11	笛田三丁目 1096-1	258.54 m <sup>2</sup>	同上
12	笛田三丁目 1097	181.81 m <sup>2</sup>	同上
13	笛田三丁目 1098-1	280.00 m <sup>2</sup>	同上
14	笛田三丁目 1099-1	145.00 m <sup>2</sup>	同上
15	笛田三丁目 1100-1	330.00 m <sup>2</sup>	同上
16	笛田三丁目 1101	204.00 m <sup>2</sup>	同上
17	笛田三丁目 1102	314.00 m <sup>2</sup>	同上
18	笛田三丁目 1103	66.00 m <sup>2</sup>	同上
19	笛田三丁目 1104-1	258.05 m <sup>2</sup>	同上
20	笛田三丁目 1105	287.60 m <sup>2</sup>	同上
21	笛田三丁目 1106-1	311.28 m <sup>2</sup>	同上
22	笛田三丁目 1107-1	134.38 m <sup>2</sup>	同上
23	笛田三丁目 1110-2	11.34 m <sup>2</sup>	同上
24	笛田三丁目 1116	221.48 m <sup>2</sup>	同上
25	笛田三丁目 1117	591.73 m <sup>2</sup>	同上
26	笛田三丁目 1118	323.96 m <sup>2</sup>	同上
27	笛田三丁目 1119	125.61 m <sup>2</sup>	同上
28	笛田三丁目 1120	221.48 m <sup>2</sup>	同上
29	笛田三丁目 1121-1	234.71 m <sup>2</sup>	同上
30	笛田三丁目 1122-1	19.83 m <sup>2</sup>	同上

表 1.1(2) 対象地の地番一覧

No.	地番	登記面積	現況
31	笛田三丁目 443-1	122.31 m <sup>2</sup>	鎌倉市営笛田住宅用地
32	笛田三丁目 443-3	3.30 m <sup>2</sup>	同上
33	笛田三丁目 1111	251.23 m <sup>2</sup>	同上
34	笛田三丁目 1112	178.51 m <sup>2</sup>	同上
35	笛田三丁目 1113	204.95 m <sup>2</sup>	同上
36	笛田三丁目 1114	307.43 m <sup>2</sup>	同上
37	笛田三丁目 1115	403.30 m <sup>2</sup>	同上
38	笛田三丁目 1123	33.05 m <sup>2</sup>	同上
39	笛田三丁目 1124-1	297.52 m <sup>2</sup>	同上
40	笛田三丁目 1125-1	155.37 m <sup>2</sup>	同上
41	笛田三丁目 1126	254.54 m <sup>2</sup>	同上
42	笛田三丁目 1127	320.66 m <sup>2</sup>	同上
43	笛田三丁目 1128	56.19 m <sup>2</sup>	同上
44	笛田三丁目 1129	201.65 m <sup>2</sup>	同上
45	笛田三丁目 1130-1	165.28 m <sup>2</sup>	同上
46	笛田三丁目 1131	294.21 m <sup>2</sup>	同上
47	笛田三丁目 1132	611.57 m <sup>2</sup>	同上
48	笛田三丁目 1133-1	56.19 m <sup>2</sup>	同上
49	笛田三丁目 1134-1	236.49 m <sup>2</sup>	同上
50	笛田三丁目 1135-1	166.71 m <sup>2</sup>	同上
51	笛田三丁目 1136-1	69.42 m <sup>2</sup>	同上
52	笛田三丁目 1137	469.42 m <sup>2</sup>	同上
53	笛田三丁目 1138-1	208.26 m <sup>2</sup>	同上
54	笛田三丁目 1139-1	267.76 m <sup>2</sup>	同上
55	笛田三丁目 1140	294.21 m <sup>2</sup>	同上
56	笛田三丁目 1141	218.18 m <sup>2</sup>	同上
57	笛田三丁目 1142-7	35.00 m <sup>2</sup>	同上
58	笛田三丁目 445-6	164.00 m <sup>2</sup>	未利用地
59	笛田三丁目 445-18	33.00 m <sup>2</sup>	同上
60	笛田三丁目 448-2	728.00 m <sup>2</sup>	同上

表 1.2 対象地の面積一覧

エリア	登記面積	求積図等の面積
鎌倉市深沢クリーンセンター用地	11,947.72 m <sup>2</sup> ※1	11,129.42 m <sup>2</sup> ※2
鎌倉市営住宅笛田用地	5,882.71 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>
未利用地	925.00 m <sup>2</sup>	939.42 m <sup>2</sup>
合計	18,755.43 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>

※1 無地番地の面積を除く。

※2 無地番地、登記面積に含まれる崖地部分の面積を除く平地部分の面積を示す。

## 2. 調査目的

本業務は、鎌倉市営住宅集約化の候補地について、土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全に関する条例（平成 9 年 6 月 17 日条例第 35 号、以下「条例」という。）に基づく、地歴調査を行うことを目的とした。

## 3. 調査期間

2017 年（平成 29 年）5 月 29 日～7 月 31 日

資料収集 2017 年（平成 29 年）年 5 月 29 日～7 月 6 日

ヒアリング・現地踏査実施日

2017 年（平成 29 年）5 月 29 日 15：00～15：30（天候：晴れ）

2017 年（平成 29 年）6 月 29 日 13：30～15：00（天候：晴れ）

報告書作成 2017 年（平成 29 年）5 月 29 日～7 月 31 日

4. 調査実施機関

国際航業株式会社 技術サービス本部 環境保全部 環境ソリューショングループ

「土壌汚染対策法 指定調査機関指定番号：2008-8-1001」

所在地：東京都千代田区六番町2番地

TEL：03-3288-5722 FAX：03-3288-9380

技術担当者：田部井紘子（技術管理者証交付番号：第0001267号）

国際航業株式会社 神奈川支店

所在地：神奈川県横浜市日本大通17（JPR横浜日本大通ビル）

TEL：045-212-1796 FAX：045-212-2628

営業担当者：榎本 敬大

## 【2】調査結果

### 1. 対象地周辺の地形地質概要

#### 1.1. 地形概要

対象地が位置する神奈川県鎌倉市及びその周辺の地形は、対象地の北西に位置する八王子から南東に位置する三浦半島にかけて連なった、多摩丘陵及び三浦丘陵とよばれる丘陵地、丘陵の縁辺部を流れる柏尾川に沿って発達する台地、柏尾川、滑川、田越川などの河川及びこれらの支流河川によって形成された沖積低地（谷底平野）に大分される。

これらのうち、対象地は柏尾川支流の大塚川とよばれる河川によって形成された谷底平内に位置している。

対象地付近の谷底平野は、対象地の北東側を南東から北西に向かって流下して柏尾川に合流する大塚川に沿って形成された低地である。低地の周囲に分布する多摩丘陵に属する丘陵地は、これらの河川によって侵食され、丘陵地の内部には、「谷戸」とよばれる樹枝状に発達した特有な谷地形が見られる。

対象地における標高は、対象地 B が標高 13～15m、対象地 A 及び対象地 C が標高 19～25mで、地盤面は全体的に南から北に向かって、緩やかに傾斜している。

また、対象地 B の北東側近傍を大塚川が南東から北西に向かって流下している。

#### 1.2. 地質概要

文献等によると、対象地付近の一般的な地質状況は、柏尾川支流の大塚川沿いに発達する谷底平野を構成し、礫・砂・泥からなる沖積層が分布するとされ、対象地付近の沖積層の層厚は、対象地 B で 10m 程度、対象地 A 及び対象地 B で、10m 未満であることが、既往地質図より読み取れる。

これらの沖積層の下位には、周囲の丘陵地を形成し、凝灰質砂岩及び礫岩からなる上総層群最下部の浦郷層とよばれる鮮新世の地層が伏在することが既往地質図から読み取れる。

#### 1.3. 水文環境概要

対象地付近の地形・地質状況から判断すると、大塚川に沿った谷底平野では、沖積層中の砂、砂礫層が浅層部の地下水の主帯水層を形成していると判断される。

また、地下水の大局的な流れは、大塚川の流下方向に沿った南東から北西に向かう流れが推定される。

なお、調査地における地下水質については、対象地及びその周辺にある井戸に関するデータが入手できなかったため、現状は不明である。

## 2. 土壌汚染調査に関して入手した資料

対象地における土壌汚染発生の可能性について、以下の入手資料及び受領資料、ヒアリング結果、現地確認結果を用いて評価した。

- 1) 1903年の対象地周辺の地形図
- 2) 1921年の対象地周辺の地形図)
- 3) 1946年の対象地周辺の空中写真
- 4) 1947年の対象地周辺の地形図
- 5) 1961年の対象地周辺の空中写真
- 6) 1962年の対象地周辺の地形図
- 7) 1967年の対象地周辺の住宅地図
- 8) 1972年の対象地周辺の住宅地図
- 9) 1972年の対象地周辺の空中写真
- 10) 1976年の対象地周辺の住宅地図
- 11) 1978年の対象地周辺の空中写真
- 12) 1983年の対象地周辺の地形図
- 13) 1983年の対象地周辺の住宅地図
- 14) 1983年の対象地周辺の空中写真
- 15) 1986年の対象地周辺の住宅地図
- 16) 1992年の対象地周辺の住宅地図
- 17) 1992年の対象地周辺の空中写真
- 18) 1997年の対象地周辺の空中写真
- 19) 1998年の対象地周辺の住宅地図
- 20) 2002年の対象地周辺の地形図
- 21) 2004年の対象地周辺の空中写真
- 22) 2005年の対象地周辺の住宅地図
- 23) 2007年の対象地周辺の空中写真
- 24) 2014年の対象地周辺の住宅地図
- 25) 対象地の土地に関する登記簿謄本及び公図（受領資料；添付資料として巻末に添付）
- 26) 対象地に関する情報（受領資料；添付資料として巻末に添付）

### 3. 対象地における土地利用履歴

#### 3.1. 現在の土地利用現況

2017年（平成29年）7月現在、対象地Aは鎌倉市深沢クリーンセンター、対象地Bは鎌倉市営笛田住宅として利用されており、対象地Cは鎌倉市シルバー人材センター移転用地として取得した更地（未利用地）である。

なお、鎌倉市深沢クリーンセンターは、し尿放流施設である。

対象地Aの土地利用状況を図3.1.1に、対象地Bの土地利用状況を図3.1.2に、対象地の建物等の写真を写真3.1.1から写真3.1.6に示す。

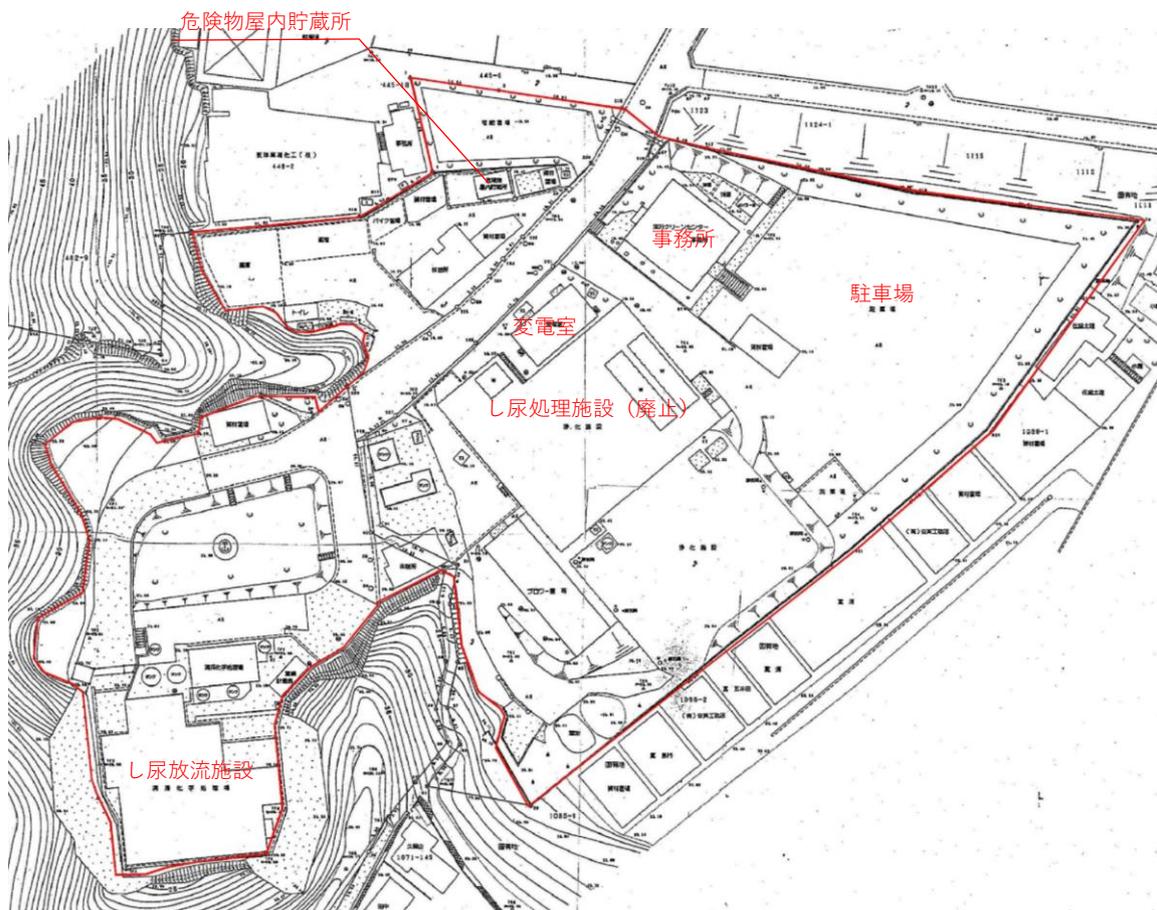


図 3.1.1 対象地 A の土地利用状況

※ 受領資料より作成





写真 3.1.1 鎌倉市深沢クリーンセンター事務所



写真 3.1.2 鎌倉市深沢クリーンセンターし尿放流施設



写真 3.1.3 鎌倉市深沢クリーンセンターし尿処理施設 (平成 11 年に廃止)



写真 3.1.4 鎌倉市深沢クリーンセンターボイラー室



写真 3.1.5 鎌倉市菅笛田住宅



写真 3.1.6 未利用地

### 3.2. 対象地の土地利用状況の変遷

#### 3.2.1. 対象地 A；鎌倉市深沢クリーンセンター

対象地 A は、水田または山林であった土地の造成後、昭和 35 年（1960 年）に宝光化研工業株式会社により、し尿処理施設及びその研究所として整備され、昭和 36 年（1961 年）に鎌倉市が当該施設を取得した。

鎌倉市が取得してからは平成 29 年（2017 年）現在まで、鎌倉市深沢クリーンセンター（鎌倉市深沢清掃事務所等は同一の事業所）として利用されている。

鎌倉市深沢クリーンセンターによるし尿処理について、宝光化研工業株式会社による土地利用が行われていた年代も含め昭和 35 年（1960 年）から平成 11 年（1999 年）までは、生し尿等は、一次処理（汚泥処理）、二次処理（汚水処理）を経て、公共用水域に放流されていた。

平成 11 年（1999 年）に対象地 A 周辺に下水道が整備されたことから、放流先が公共下水道に変更され、平成 14 年（2002 年）には二次処理（汚水処理）を停止して希釈放流に変更された。また、平成 17 年（2005 年）には、無希釈での放流に変更された。

なお、昭和 35 年（1960 年）から昭和 59 年（1984 年）に建替工事が行われるまで一次処理（汚泥処理）が行われていた建物は、現在のし尿放流施設の北側に存在した。現在のし尿放流施設は、昭和 59 年（1984 年）に建替が行われた一次処理（汚泥処理）施設が改修されたものである。

事務所については建て替えられた履歴はない。

し尿処理施設からし尿放流施設への変遷を表 3.2.1 に、収集した地形図、空中写真及び住宅地図により確認した土地利用履歴を表 3.2.2 に示す。

表 3.2.1 し尿処理施設からし尿放流施設への変遷

年代	施設の種類	一次処理 (汚泥処理)	二次処理 (汚水処理)	放流先
昭和 35 年（1960 年） ～平成 11 年（1999 年）	し尿処理施設※1	◎	◎	公共用水域 (大塚川)
平成 11 年（1999 年） ～平成 14 年（2002 年）	し尿処理施設※2	◎	◎	公共下水道
平成 14 年（2002 年） ～平成 17 年（2005 年）	し尿放流施設	◎	— (希釈放流)	公共下水道
平成 17 年（2005 年） ～平成 29 年（2017 年）	し尿放流施設	◎	— (無希釈放流)	公共下水道

※1 水質汚濁防止法の特定施設（72 し尿処理施設）

※2 下水道法の特定施設（72 し尿処理施設）

表 3.2.2 対象地 A の土地利用の判読結果

資料名	対象地の状況
1903 年の地形図	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内北東側部分が水田として利用されている。(c)</li> <li>その他の部分は山林である。(c)</li> </ul>
1921 年の地形図	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内北東側部分が水田として利用されている。(c)</li> <li>その他の部分は山林である。(c)</li> </ul>
1946 年の空中写真 1947 年の地形図	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内北東側部分が水田として利用されている。(a)</li> <li>その他の部分は山林である。(a)</li> </ul>
1961 年の空中写真 1962 年の地形図 1967 年の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内北東側部分が水田として利用されている。(a)(b)</li> <li>対象地内南西側部分に低層建築物が見られる。(a)</li> <li>対象地内南西側部分が鎌倉市し尿処理場として利用されている。(b)</li> </ul>
1972 年の住宅地図 1972 年の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の低層建築物が見られる。(a)</li> <li>対象地内北東側部分に位置する建築物が鎌倉市深沢清掃事務所、対象地内南西側部分に位置する建築物が鎌倉市し尿処理場、対象地内北西側部分に位置する建築物が小屋として利用されている。(b)</li> </ul>
1976 年の住宅地図 1978 年の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>1972 年と比べて大きな変化は見られない。(a)</li> <li>対象地内北東側部分に位置する建築物が鎌倉市深沢清掃事務所、対象地内南西側部分に位置する建築物が鎌倉市し尿処理場、対象地内北西側部分に位置する建築物が小屋として利用されている。(b)</li> </ul>
1983 年の地形図 1983 年の住宅地図 1983 年の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>1978 年と比べて大きな変化は見られない。(a)</li> <li>鎌倉市深沢清掃事務所として利用されている。(b)</li> </ul>
1986 年の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市深沢清掃事務所として利用されている。(b)</li> </ul>
1992 年の住宅地図 1992 年の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内南西側部分で建築工事が行われている様子が伺える。(a)</li> <li>鎌倉市深沢清掃事務所、鎌倉市深沢清掃化学処理場として利用されている。(b)</li> </ul>
1997 年の空中写真 1998 年の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地内南西側部分に存在した建築物が取り壊され、その南側に新たな建築物が見られる。(a)</li> <li>鎌倉市深沢クリーンセンターとして利用されている。(b)</li> </ul>
2002 年の地形図 2004 年の空中写真 2005 年の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>1997 年と比べて大きな変化は見られない。(a)</li> <li>鎌倉市深沢クリーンセンターとして利用されている。(b)</li> </ul>
2007 年の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004 年と比べて大きな変化は見られない。(a)</li> </ul>
2014 年の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市深沢クリーンセンターとして利用されている。(b)</li> </ul>

※ (a)は空中写真判読結果、(b)は住宅地図判読結果、(c)は地形図判読結果であることを示す。なお、地形図判読結果は、他の資料による判読結果以外の有用な情報が確認された場合のみ記載することとした。

## 3.2.2 対象地 B；鎌倉市営笛田住宅

対象地 B は、水田であった土地の造成後、昭和 39 年（1964 年）年から平成 29 年（2017 年）現在まで鎌倉市営笛田住宅として利用されている。

なお、建築物が建て替えられた履歴はない。

収集した地形図、空中写真及び住宅地図により確認した土地利用履歴を表 3.2.3 に示す。

表 3.2.3 対象地 B の土地利用の判読結果

資料名	対象地の状況
1903 年の地形図	・水田として利用されている。(c)
1921 年の地形図	・水田として利用されている。(c)
1946 年の空中写真 1947 年の地形図	・水田として利用されている。(a)
1961 年の空中写真 1962 年の地形図	・水田として利用されている。(a)
1967 年の住宅地図	・公営住宅笛田住宅として利用されている。(a)
1972 年の住宅地図 1972 年の空中写真	・複数の低層建築物が見られる。(a) ・市営住宅として利用されている。(b)
1976 年の住宅地図 1978 年の空中写真	・1972 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・市営笛田住宅として利用されている。(b)
1983 年の地形図 1983 年の住宅地図 1983 年の空中写真	・1978 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・市営笛田住宅として利用されている。(b)
1986 年の住宅地図	・市営笛田住宅として利用されている。(b)
1992 年の住宅地図 1992 年の空中写真	・1983 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・市営笛田住宅として利用されている。(b)
1997 年の空中写真 1998 年の住宅地図	・1992 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・市営笛田住宅として利用されている。(b)
2002 年の地形図 2004 年の空中写真 2005 年の住宅地図	・1997 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・市営笛田住宅として利用されている。(b)
2007 年の空中写真	・2004 年と比べて大きな変化は見られない。(a)
2014 年の住宅地図	・市営笛田住宅として利用されている。(b)

※ (a)は空中写真判読結果、(b)は住宅地図判読結果、(c)は地形図判読結果であることを示す。なお、地形図判読結果は、他の資料による判読結果以外の有用な情報が確認された場合のみ記載することとした。

## 3.2.3. 対象地 C ; 未利用地

対象地 C は、山林であった土地を造成後、昭和 45 年（1970 年）から平成 15 年（2003 年）まで東洋繊維化工株式会社（㈱東洋テクノサービスは関連会社）の工場として利用された。東洋繊維化工株式会社の建築物は平成 15 年（2003 年）に取り壊され、それ以降は更地である。

その後、平成 17 年（2005 年）に鎌倉市がシルバー人材センター移転用地として取得したが、平成 29 年（2017 年）現在まで更地（未利用）である。

収集した地形図、空中写真及び住宅地図により確認した土地利用履歴を表 3.2.4 に示す。

表 3.2.4 対象地 C の土地利用の判読結果

資料名	対象地の状況
1903 年の地形図	・山林である。(c)
1921 年の地形図	・山林である。(c)
1946 年の空中写真 1947 年の地形図	・山林である。(a)
1961 年の空中写真 1962 年の地形図	・山林である。(a)
1967 年の住宅地図	・記載事項はない。(b)
1972 年の住宅地図 1972 年の空中写真	・複数の低層建築物が見られる。(a) ・東洋繊維化工(株)、個人宅として利用されている。(b)
1976 年の住宅地図 1978 年の空中写真	・1972 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・東洋繊維化工(株)、個人宅として利用されている。(b)
1983 年の地形図 1983 年の住宅地図 1983 年の空中写真	・複数の低層建築物が見られる。(a) ・東洋繊維化工(株)として利用されている。(b)
1986 年の住宅地図	・東洋繊維化工(株)として利用されている。(b)
1992 年の住宅地図 1992 年の空中写真	・1983 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・東洋繊維化工(株)、東洋テクノサービス(株)として利用されている。(b)
1997 年の空中写真 1998 年の住宅地図	・1992 年と比べて大きな変化は見られない。(a) ・東洋繊維化工(株)、東洋テクノサービス(株)として利用されている。(b)
2002 年の地形図 2004 年の空中写真	・1997 年と比べて大きな変化は見られない。(a)
2005 年の住宅地図 2007 年の空中写真	・建築物が取り壊され、更地である。(a) ・記載事項はない。(b)
2014 年の住宅地図	・荒地である。(b)

※ (a)は空中写真判読結果、(b)は住宅地図判読結果、(c)は地形図判読結果であることを示す。なお、地形図判読結果は、他の資料による判読結果以外の有用な情報が確認された場合のみ記載することとした。

#### 4. 事業活動状況

##### 4.1. 対象地 A；鎌倉市深沢クリーンセンター

###### 4.1.1. 事業内容

鎌倉市深沢クリーンセンターは、昭和 36 年（1961 年）から平成 14 年（2002 年）までは、し尿処理施設及び研究所として利用されており、平成 14 年（2002 年）以降は、し尿処理施設が転用され、し尿希釈放流施設として利用されている。

し尿処理は、バキューム車により運搬された生し尿や浄化槽汚泥から固形物等を取り除く処理（汚泥処理）を行った後、pH 調整や脱臭（汚水処理）を行い、公共用水域または公共下水道に放流する。

なお、鎌倉市深沢クリーンセンターでは、平成 11 年（1999 年）までは公共用水域に、平成 11 年（1999 年）以降は公共下水道に放流されている。

また、平成 14 年（2002 年）には二次処理（汚水処理）を停止して、一次処理後は希釈放流に変更され、平成 17 年（2005 年）には、無希釈での放流に変更された。

なお、昭和 36 年（1961 年）の取得前は、昭和 35 年（1960 年）から宝光化工工業株式会社により、し尿処理施設及びその研究所として利用されていた。

###### 4.1.2. 特定有害物質の取扱状況

資料確認、ヒアリング調査及び現地確認の結果、事業活動に伴って取り扱った履歴がある特定有害物質（土壤汚染対策法で定められた項目）として、第一種特定有害物質 2 項目（四塩化炭素、ベンゼン）、第二種特定有害物質 4 項目（六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物）が確認された。

これらは、分析試薬または敷地内の草刈りに使用する刈払機の燃料（ガソリン）として取り扱われていたものである。

また、特定有害物質に何らの働きかけをしないため、土壤汚染対策法における取り扱いには該当しないものの、PCB 含有電気機器、水銀灯の取扱履歴があることが確認された。

なお、特定有害物質の取扱履歴は確認されなかったものの、平成 11 年（1999 年）までは水質汚濁防止法の特定施設（72 し尿処理施設）、平成 11 年（1999 年）から平成 14 年（2002 年）までは下水道法の特設施設（72 し尿処理施設）が設置されていた。

なお、宝光化工工業株式会社による土地利用については、し尿処理施設及びその研究所を鎌倉市が取得した経緯から、同様の土地利用が行われていたことが推察される。

特定有害物質の取扱状況を表 4.1.1 に、水質汚濁防止法または下水道法に基づく特設施設の届出一覧を表 4.1.2 に示す。

表 4.1.1 特定有害物質の取扱状況

特定有害物質の種類	取扱物質	用途	取扱場所
四塩化炭素	四塩化炭素	分析試薬	事務所 1 階実験室
ベンゼン	ベンゼン	分析試薬	事務所 1 階実験室
	ガソリン	刈払機の燃料	危険物屋内貯蔵所
六価クロム化合物	クロム酸カリウム	分析試薬	事務所 1 階実験室
水銀及びその化合物	水銀	分析試薬	事務所 1 階実験室
鉛及びその化合物	ガソリン	刈払機の燃料	危険物屋内貯蔵所
ほう素及びその化合物	硼酸	分析試薬	事務所 1 階実験室
	ほう酸塩 pH 標準液	分析試薬	事務所 1 階実験室

表 4.1.2 下水道法に基づく特定施設の届出一覧

法の区分	特定施設の種類の種類	届出期間	特定有害物質の取り扱いの有無
水質汚濁防止法 <sup>※1</sup>	72 し尿処理施設	不明～平成 11 年	無
下水道法	72 し尿処理施設	平成 11 年～平成 14 年	無

※1 水質汚濁防止法の特定施設であったことがヒアリング調査によって確認されたものの、その届出書類は残っておらず、確認することができなかった。

(1) 分析試薬

事務所 1 階実験室において、四塩化炭素、ベンゼン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、ほう素及びその化合物が含まれる試薬が保管されていることが確認されたものの、これらの試薬は少なくとも平成 14 年（2002 年）頃から取り扱われておらず、廃棄物（廃液）や排水の発生の有無を含めた使用方法等の取り扱いに関する情報を得ることはできなかった。

なお、実験室で行われる分析は、主に放流水を対象とした pH、BOD、COD、SS、蒸発残留物、強熱残留物、強熱減量、溶解性物質といった項目の計測である。

分析試薬の取扱状況を表 4.1.3 に、分析試薬の取扱場所を図 4.1.1 に、事務所 1 階実験室から放流先までの排水経路図を図 4.1.2 から図 4.1.4 に示す。

表 4.1.3(1) 分析試薬の取扱状況

対象物質名		四塩化炭素	ベンゼン
薬品名・製品名		四塩化炭素	ベンゼン
使用状況	使用目的	分析試薬	分析試薬
	使用期間	不明～平成 14 年頃	不明～平成 14 年頃
	使用量	不明	不明
	使用場所・使用方法	事務所 1 階実験室	事務所 1 階実験室
保管状況	保管期間	不明～平成 29 年現在	不明～平成 29 年現在
	保管量（平成 29 年時点）	1,000g	500g
	保管容器	硝子瓶	硝子瓶
	保管場所・保管方法	事務所 1 階実験室	事務所 1 階実験室
漏洩事故履歴		不明	不明

表 4.1.3(2) 分析試薬の取扱状況

対象物質名	六価クロム化合物	水銀及びその化合物
薬品名・製品名	クロム酸カリウム	水銀
使用状況	使用目的	分析試薬
	使用期間	不明～平成 14 年頃
	使用量	不明
	使用場所・使用方法	事務所 1 階実験室
保管状況	保管期間	不明～平成 29 年現在
	保管量（平成 29 年時点）	1,000g
	保管容器	ポリ容器
	保管場所・保管方法	事務所 1 階実験室
漏洩事故履歴	不明	不明

表 4.1.3(3) 分析試薬の取扱状況

対象物質名	ほう素及びその化合物	
薬品名・製品名	硼酸	ほう酸塩 pH 標準液
使用状況	使用目的	分析試薬
	使用期間	不明～平成 14 年頃
	使用量	不明
	使用場所・使用方法	事務所 1 階実験室
保管状況	保管期間	不明～平成 29 年現在
	保管量（平成 29 年時点）	500g
	保管容器	ポリ容器
	保管場所・保管方法	事務所 1 階実験室
漏洩事故履歴	不明	不明



写真 4.1.1 鎌倉市深沢クリーンセンター  
事務所 1 階実験室



写真 4.1.2 鎌倉市深沢クリーンセンター  
ゴミ置場



凡例

- ：分析試薬の取扱場所（使用・保管）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（不明～平成 11 年）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（平成 11 年～不明）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（不明～平成 29 年現在）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路上にある地下埋設槽等の設備

図 4.1.1 分析試薬の取扱場所（対象地 A）

※ 図 4.1.1 に示す排水経路は、図中の配置図と排水経路図（図 4.1.2 から図 4.1.4）の縮尺等が異なることから、位置が一致しない。



図 4.1.2(1) 事務所 1 階実験室から放流先までの排水経路 (不明～平成 11 年)



図 4.1.2(2) 事務所 1 階実験室から放流先までの排水経路 (不明～平成 11 年)

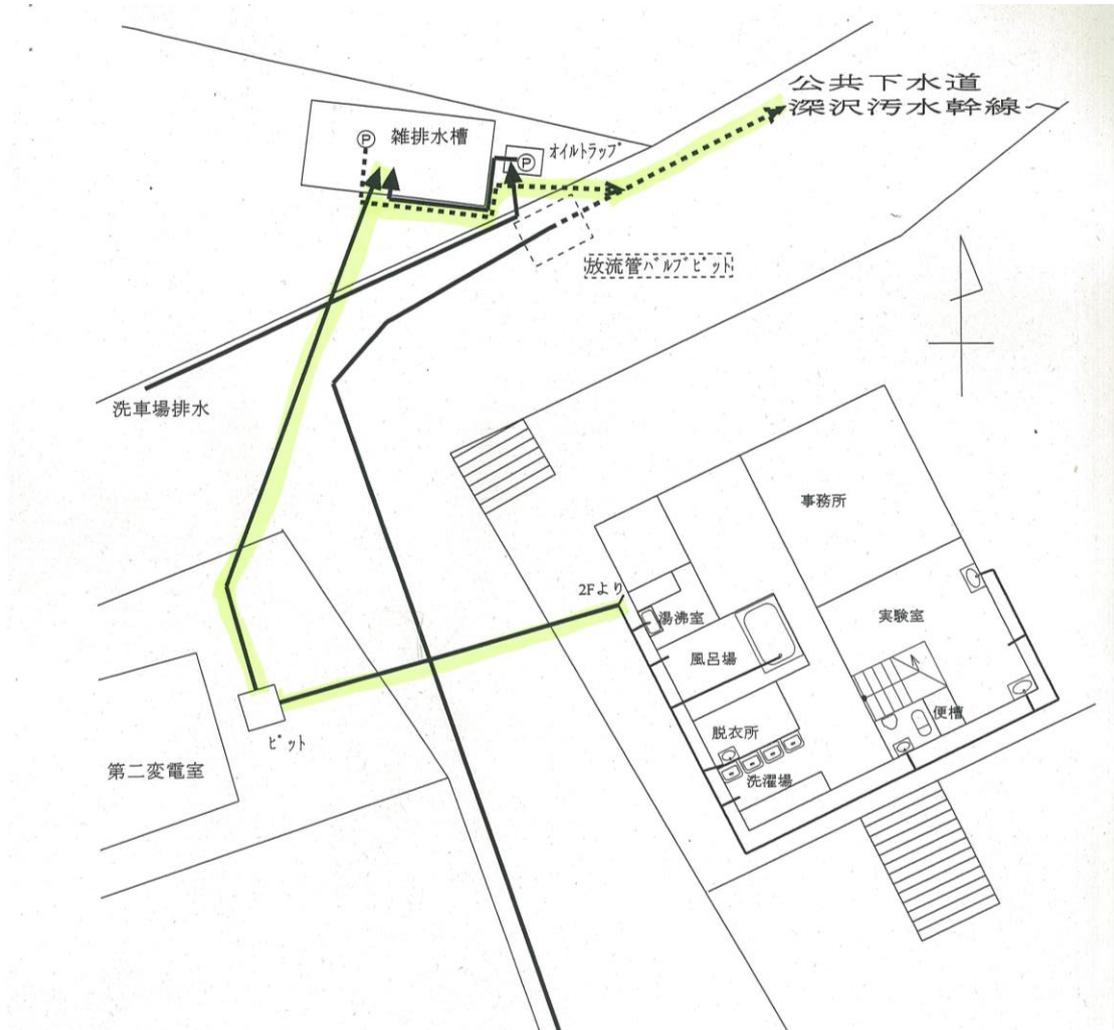


図 4.1.3 事務所 1 階実験室から放流先までの排水経路（平成 11 年～不明）

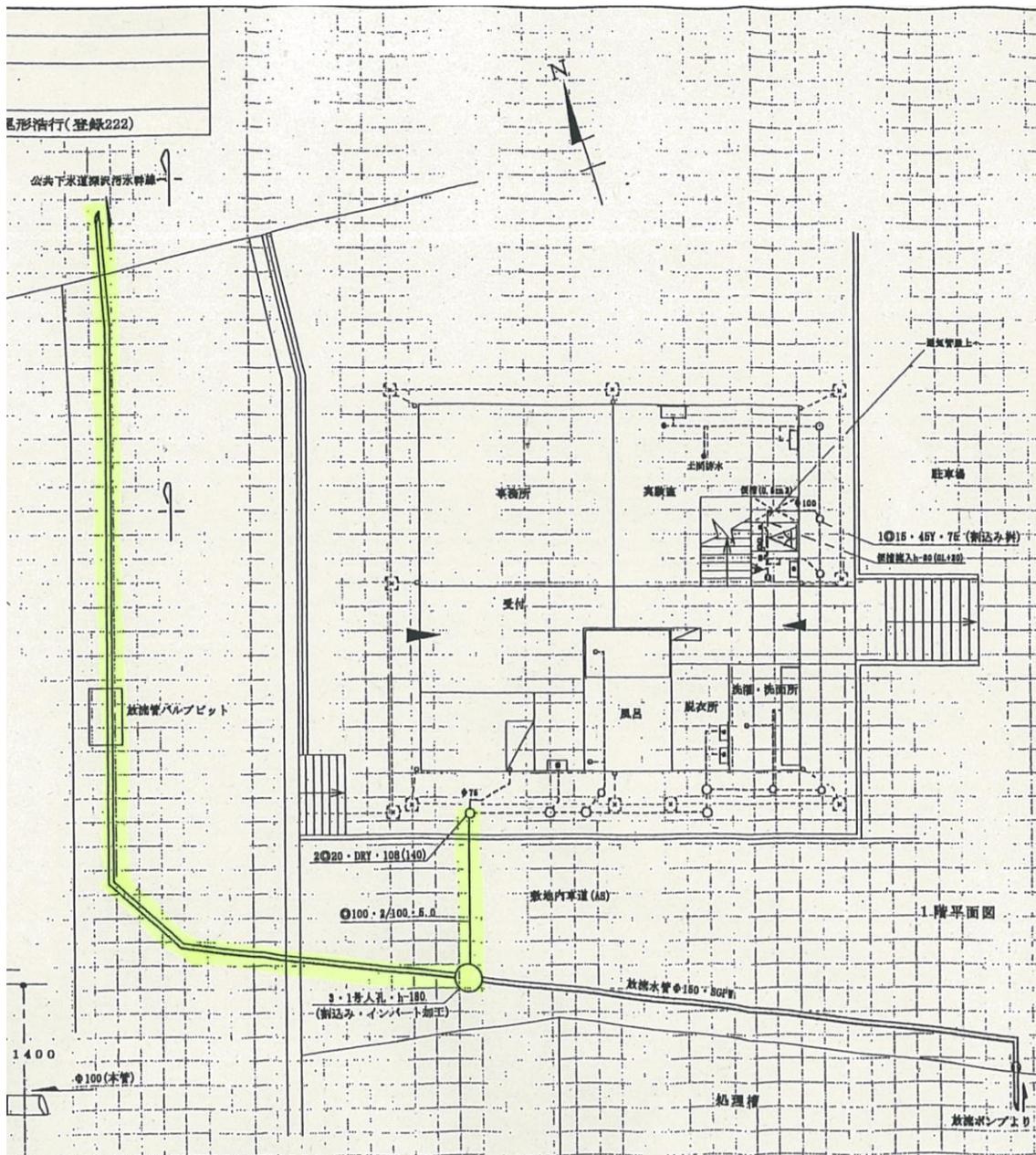


図 4.1.4 事務所 1 階実験室から放流先までの排水経路 (不明～平成 29 年現在)

(2) ガソリン (刈払機の燃料)

危険物屋内貯蔵庫において、ガソリン (刈払機の燃料) が携行缶で 10L 保管されており、給油は危険物屋内貯蔵庫内で行われていたことがヒアリングによって確認された。

ガソリンを保管する危険物屋内貯蔵庫は、昭和 37 年 (1962 年) に危険物貯蔵所として届出が出され、平成 23 年 (2011 年) に重油等の貯蔵する危険物の最大数量が減少したため、危険物貯蔵所から少量危険物貯蔵所に変更された。

なお、ガソリンについては、昭和 37 年 (1962 年) の届出時より、最大数量 10L に変更はない。

ガソリンの取扱状況を表 4.1.4 に、ガソリンの取扱場所を図 4.1.5 に示す。

表 4.1.4 ガソリンの取扱状況

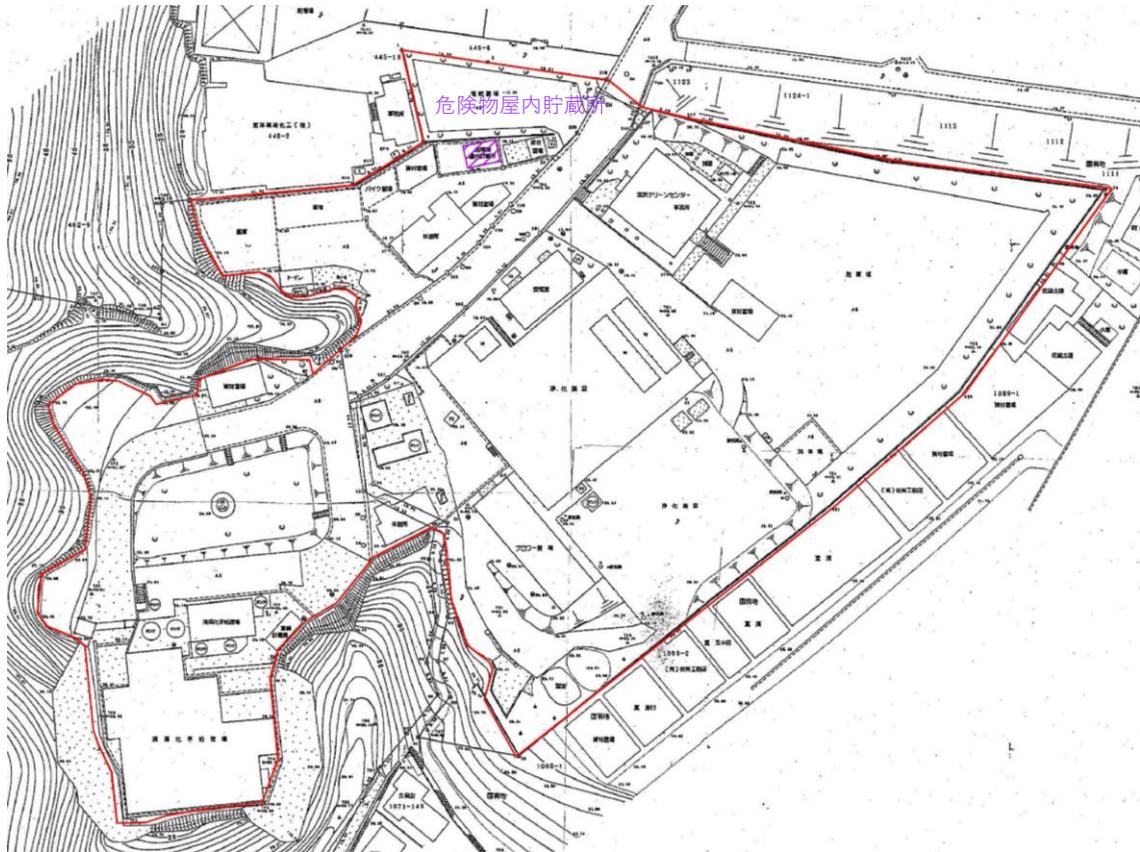
対象物質名		ベンゼン・鉛及びその化合物
薬品名・製品名		ガソリン
使用状況	使用目的	刈払機の燃料
	使用期間	昭和 37 年～平成 29 年現在
	使用量	不明
	使用場所・使用方法	危険物屋内貯蔵所
保管状況	保管期間	昭和 37 年～平成 29 年現在
	保管量	10L
	保管容器	携行缶
	保管場所・保管方法	危険物屋内貯蔵所
漏洩事故履歴		なし



写真 4.1.3 鎌倉市深沢クリーンセンター  
危険物屋内貯蔵所



写真 4.1.4 鎌倉市深沢クリーンセンター  
危険物屋内貯蔵所内



凡例

▨ : ガソリンの取扱場所 (保管)

図 4.1.5 ガソリンの取扱場所 (対象地 A)

(3) PCB (ポリ塩化ビフェニル) 含有電気機器

特定有害物質に何らの働きかけをしないため、土壤汚染対策法における取り扱いには該当しないものの、平成 29 年 (2017 年) 6 月現在、高濃度の PCB を含有する高圧コンデンサ 2 台 (90kg/100KVA、23kg/20KVA) が、PCB 廃棄物として第 2 変電室に保管されている。

これらの PCB 廃棄物は、機器の製造年より昭和 43 年 (1968 年) 以降から、使用を停止した昭和 59 年 (1984 年) まで旧受変電室で使用されていたものである。

使用停止後は、PCB 廃棄物として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき適切に管理されており、使用時及び使用停止後の運搬時や保管時に内部の絶縁油の漏洩等の事故履歴はないことがヒアリング調査によって確認された。

表 4.1.5 PCB 含有電気機器の取扱状況

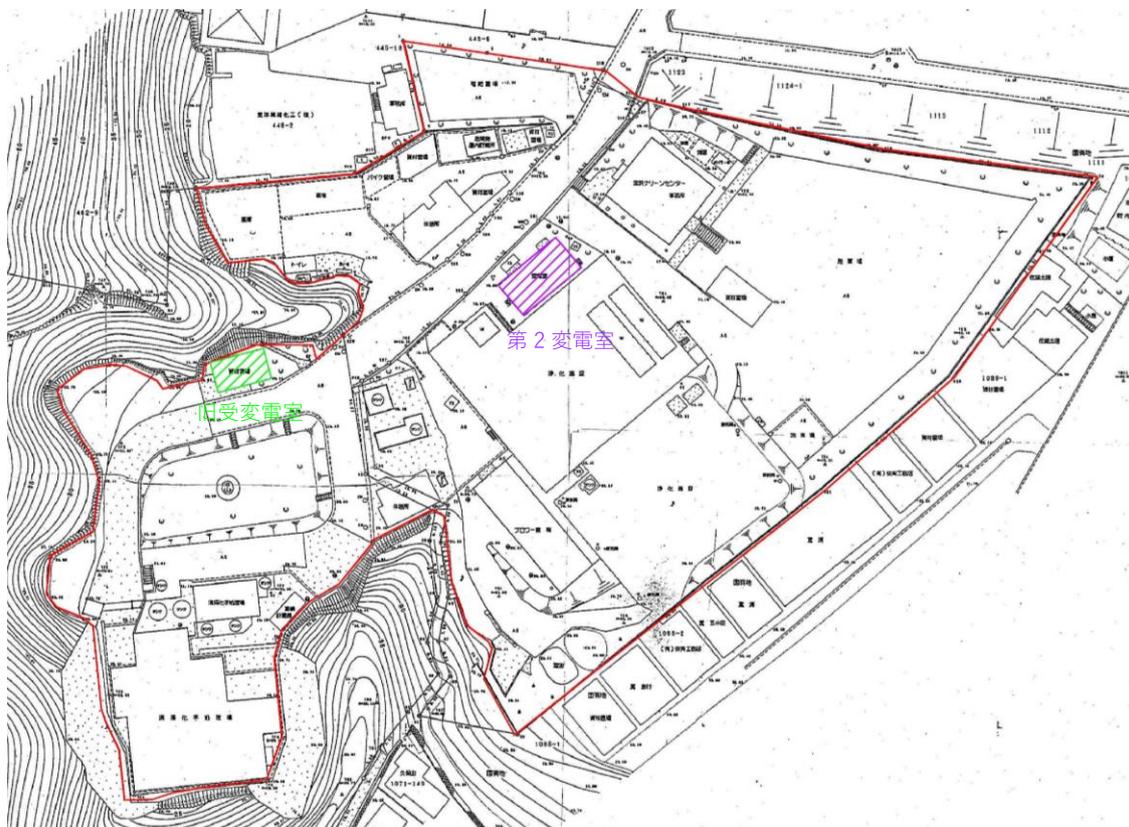
対象物質名		PCB
薬品名・製品名		高圧コンデンサ 2 台 (高濃度 PCB 廃棄物)
使用状況	使用目的	変圧
	使用期間	昭和 43 年以降～昭和 59 年
	使用量	90kg/100KVA・23kg/20KVA
	使用場所・使用方法	旧受変電室
保管状況	保管期間	昭和 59 年～平成 29 年現在
	保管量	90kg/100KVA・23kg/20KVA
	保管容器	なし
	保管場所・保管方法	第 2 変電室
漏洩事故履歴		なし



写真 4.1.5 鎌倉市深沢クリーンセンター  
第 2 変電室



写真 4.1.6 鎌倉市深沢クリーンセンター  
第 2 変電室内



凡例

- : PCB 廃棄物の取扱場所 (保管)
- : PCB 含有電気機器の取扱場所 (使用)

図 4.1.1 PCB 含有電気機器の取扱場所 (対象地 A)

(4) 水銀灯

特定有害物質に何らの働きかけをしないため、土壤汚染対策法における取り扱いには該当しないものの、事業所内の屋外電灯に水銀灯が利用されている。

4.1.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無

ヒアリング調査及び現地確認の結果、ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設、焼却炉が存在した履歴がないことが確認された。

## 4.2. 対象地 B；鎌倉市営笛田住宅

### 4.2.1. 事業内容

鎌倉市営笛田住宅は、昭和 39 年（1964 年）から平成 29 年（2017 年）現在まで、集合住宅として利用されている。

### 4.2.2. 特定有害物質の取扱状況

ヒアリング調査及び現地確認の結果、特定有害物質（土壤汚染対策法で定められた項目）の取扱履歴はないことが確認された。

### 4.2.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無

ヒアリング調査及び現地確認の結果、の結果、ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設がないことが確認された。

#### 4.3. 対象地 C；未利用地

##### 4.3.1. 事業内容

未利用地は、平成 17 年（2005 年）に鎌倉市が個人から取得したが、それ以降平成 29 年（2017 年）現在まで更地（未利用）である。

平成 17 年（2005 年）の取得前は、昭和 45 年（1970 年）から平成 15 年（2003 年）まで東洋繊維化工株式会社の工場として利用されており、プラスチックの加工を行っていたとされる。

##### 4.3.2. 特定有害物質の取扱状況

ヒアリング調査及び現地確認の結果、鎌倉市が土地を取得した平成 17 年（2005 年）以降は、特定有害物質（土壌汚染対策法で定められた項目）の取扱履歴はないことが確認された。

なお、東洋繊維化工株式会社による土地利用については、平成 17 年（2005 年）に鎌倉市が土地を取得した際に前土地所有者（個人）が提出した書類に、東洋繊維化工株式会社では、主にプラスチック系素材の加工を行っていたこと、有害物質の取扱履歴がないことが記されている。

また、鎌倉市都市整備部浄化センターへのヒアリング調査の結果、東洋繊維化工株式会社による下水道法に基づく届出が出された履歴がないことが確認された。

さらに、横須賀三浦地域県政総合センターでの特定事業場の届出一覧（平成 2 年度～平成 17 年度）を確認した結果、東洋繊維化工株式会社による水質汚濁防止法に基づく届出が出された履歴がないことが確認された。

##### 4.3.3. ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設の有無

ヒアリング調査及び現地確認の結果、鎌倉市が取得した平成 17 年（2005 年）以降は、ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設、焼却炉が存在した履歴がないことが確認された。

また、東洋繊維化工株式会社によるダイオキシン類特別措置法に基づく届出が出された履歴は確認されなかった。

#### 5. 土壌・地下水に関する調査

対象地において、土壌・地下水調査を実施した履歴はないことがヒアリング調査によって確認された。

また、対象地に井戸は存在しない。

なお、平成 23 年（2011 年）に、対象地 B で採取した湧水を対象とした水質分析が実施されており、法で定められる特定有害物質による地下水基準の超過は確認されなかった。

【3】評価

1. 土壌汚染のおそれの区分の分類

【2】調査結果に示す特定有害物質の取扱履歴に基づき、土壌汚染のおそれの区分の分類を以下の通りに設定する。

なお、鎌倉市深沢クリーンセンターの事務所 1 階実験室で取扱履歴が確認された分析試薬については、廃棄物（廃液）や排水の発生の有無を含めた使用方法等の取り扱いに関する情報を得ることはできなかったものの、実験室内の流し台から特定有害物質を含む排水を流した可能性が考えられるため、排水経路直下を土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地とする。

また、廃棄物（廃液）が発生した可能性が考えられるため、外部委託処分までの一時保管場所であるゴミ置場を土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地とする。

土壌汚染のおそれの区分の分類を表 1.1 及び表 1.2 に、特定有害物質の取扱場所を図 1.1 に示す。

表 1.1 土壌汚染のおそれの区分の分類（現地表面）

土壌汚染のおそれの区分	該当場所	対象物質
土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	事務棟 1 階実験室、ゴミ置場	四塩化炭素 ベンゼン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	危険物屋内貯蔵所	ベンゼン 鉛及びその化合物
土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	事務棟 1 階実験室、ゴミ置場、危険物屋内貯蔵所を除く対象地 A	四塩化炭素 ベンゼン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	対象地 B 全域、対象地 C 全域	なし

表 1.2 土壌汚染のおそれの区分の分類（排水経路直下）

土壌汚染のおそれの区分	該当場所	対象物質
土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	事務棟 1 階実験室～放流先までの排水経路沿い（排水経路上にある地下埋設槽等の設備を含む）	四塩化炭素 ベンゼン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 ふっ素及びその化合物
土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	上記の排水経路を除く対象地 A、対象地 B 全域、対象地 C 全域	なし

※ 排水経路沿いの地下埋設配管及び地下埋設槽の構造や深さの詳細は、不明である。



凡例

- ：分析試薬の取扱場所（使用・保管）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（不明～平成 11 年）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（平成 11 年～不明）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路（不明～平成 29 年現在）
- ：分析試薬が流れる可能性のある排水経路上にある地下埋設槽等の設備

図 1.1 特定有害物質の取扱場所（対象地 A）

※ 図 1.1 に示す排水経路は、図中の配置図と排水経路図（【2】の図 4.1.2 から図 4.1.4）の縮尺等が異なることから、位置が一致しない。

2. 特定有害物質使用事業所への該当

【2】調査結果より、鎌倉市深沢クリーンセンターは、特定有害物質使用事業所に該当することから、特定有害物質使用事業所の廃止時または特定有害物質使用事業所内で土地の区画形質の変更を行う場合には、それぞれ神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 59 条第 3 項、第 60 条に基づき、取扱履歴のある特定有害物質 5 項目（四塩化炭素、ベンゼン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、ほう素及びその化合物）を対象とした土壤汚染状況調査を行わなければならない。

なお、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、ガソリンに含まれるベンゼン、鉛及びその化合物は特定有害物質の保管には当たらないとされる一方で、土壤汚染対策法では特定有害物質の保管に当たると判断される。

したがって、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う際には、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出が必要となり、ガソリンに含まれるベンゼン、鉛及びその化合物を対象とした土壤汚染状況調査も行わなければならない。

また、土壤汚染状況調査については、特定有害物質の取り扱いを終えた後に実施するものとする。

参考に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で定める特定有害物質使用事業所の定義を表 2.1 に示す。

表 2.1 特定有害物質使用事業所の定義

特定有害物質使用事業所	<p>平成 10 年 4 月 1 日（条例施行日）以降に特定有害物質を製造し、使用し、又は保管する事業所</p> <p>なお、平成 10 年 4 月 1 日以降に特定有害物質を使用等していなくても、それ以前に特定有害物質を使用等しており、平成 10 年 4 月以降も当該事業者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、特定有害物質使用事業所とみなされます。</p>
-------------	---

※ 「神奈川県生活環境の保全に関する条例（土壤汚染関係）～条例の概要及び手続について～、平成 29 年 4 月 神奈川県環境農政局環境部大気水質課」6 頁の表 2 より抜粋

3. ダイオキシン類管理対象事業所への該当

【2】調査結果より、対象地においては、ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設は確認されなかったため、ダイオキシン類管理対象事業所には該当しない。

参考に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で定めるダイオキシン類管理対象事業所の定義を表 3.1 に示す。

表 3.1 ダイオキシン類管理対象事業所の定義

<p>ダイオキシン親類管理対象事業所</p>	<p>平成 16 年 10 月 1 日（改正条例施行日）以降にダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（一定規模以上の廃棄物焼却施設等）を設置する事業所</p> <p>なお、平成 16 年 10 月 1 日以降に特定施設を設置していなくても、平成 12 年 1 月 15 日（ダイオキシン類特別措置法施行日）以降に設置していたことがあり、平成 16 年 10 月 1 日以降も当該事業者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、ダイオキシン類管理対象事業所とみなされます。</p>
------------------------	--

※ 「神奈川県生活環境の保全に関する条例（土壌汚染関係）～条例の概要及び手続について～、平成 29 年 4 月 神奈川県環境農政局環境部大気水質課」6 頁の表 2 より抜粋